

第 2 部

第二次実施計画の具体的な展開

第 1 章（施策の方向性Ⅰ）

特別支援学校における特別支援教育の充実

第 2 章（施策の方向性Ⅱ）

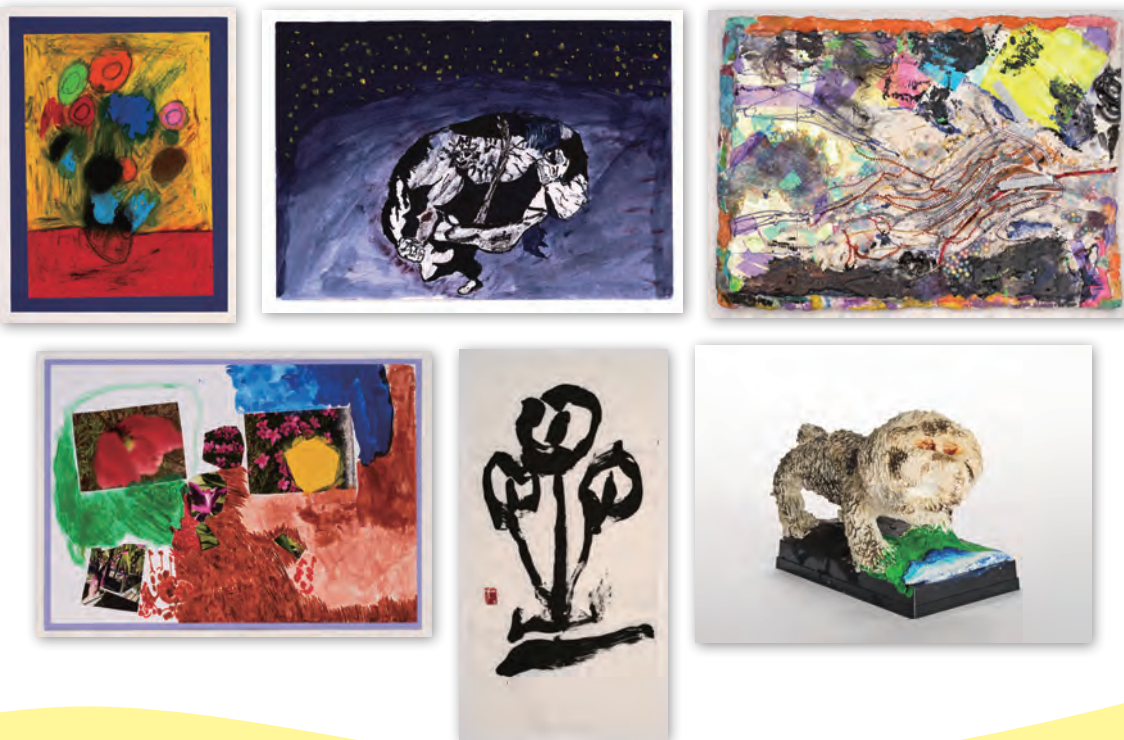
小学校、中学校及び都立高校等における特別支援教育の充実

第 3 章（施策の方向性Ⅲ）

変化・進展する社会に対応した特別支援教育の推進

第 4 章（施策の方向性Ⅳ）

特別支援教育を推進する体制の整備・充実

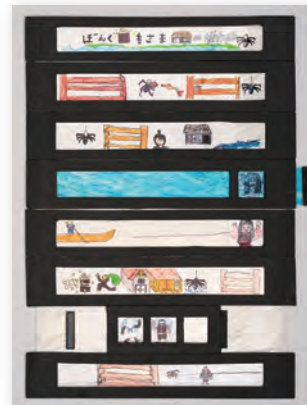
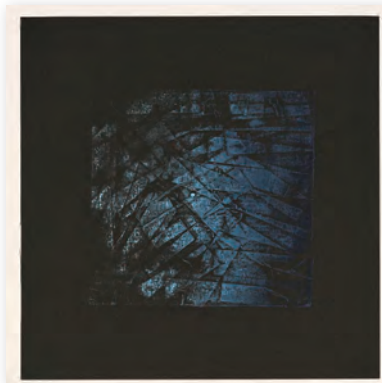


掲載場所	作品名	氏名	学校名・学部・学年
上段左	花瓶に花束	漆崎 隆成	都立東久留米特別支援学校高等部 2 年
上段中央	空想画	小川 駿	都立八王子西特別支援学校高等部 1 年
上段右	雨と龍	久保 陽織	都立水元特別支援学校小学部 2 年
下段左	しまうま	中屋 慶政	都立北特別支援学校高等部 2 年
下段中央	書の作品「星」	戸張 瑠七	都立志村学園中学部 2 年
下段右	ドロ遊び	角谷 周洋	都立永福学園高等部 2 年

第1章（施策の方向性 I）

特別支援学校における特別支援教育の充実

- 1 主体的・積極的な社会参画に向けた個に応じた指導・支援の充実
- 2 多様な教育ニーズに応える特色ある学校づくりの推進
- 3 質の高い教育を支える教育環境の整備・充実



掲載場所	作品名	氏名	学校名・学部・学年
上段左	ジュラシックワールドに来たわたし	小山 嵩晃	都立大塚ろう学校小学部 3年
上段中央	ミイラ	五郎丸 侑希	都立臨海青海特別支援学校小学部 2年
上段右	写し絵「八王子の昔話・盆ぐもさま」 原画	水野 瑛太	都立八王子東特別支援学校高等部 1年
中段左	アルコール Z	生田目 佑輝	都立臨海青海特別支援学校中学部 1年
中段右	今の気持ちを形に ～将来の仕事について悩む私～	佐藤 隆峰	都立大塚ろう学校小学部 6年
下段中央	きらめく水	野口 弘貴	都立中野特別支援学校高等部 3年

1 主体的・積極的な社会参画に向けた個に応じた指導・支援の充実

(1) 障害の種類と程度に応じた指導・支援の充実

具体的な取組

① 個別指導計画の評価を活用した教育課程の充実

都教育委員会では、都立特別支援学校において児童・生徒等一人一人の障害の状態等に応じたきめ細かな指導を行うことができるよう、学校生活支援シート¹⁴（個別の教育支援計画）及び個別指導計画¹⁵の作成と活用を促進してきました。

新しい特別支援学校の学習指導要領では、各特別支援学校において、児童・生徒等や学校、地域の実態を適切に把握し、①教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点¹⁶で組み立てていくこと、②教育課程の実施状況の評価してその改善を図っていくこと、③教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと（以下「カリキュラム・マネジメント」という。）に努めるよう求めています。

また、カリキュラム・マネジメントの充実に向け、個別指導計画の実施状況の評価と改善を教育課程の評価と改善につなげていくことも、あわせて示しています。

このことを踏まえ、個別指導計画と教育課程のそれぞれの評価と改善をつなげていく仕組みを確実なものとしていく必要があります。

学校生活支援シート (個別の教育支援計画)				児童 保護者氏名	
本人	フリガナ	姓 別	生年月日	平成 年 月 日生	
	氏 名		保護者氏名		
	性 所		緊急連絡先		
	障害名		受の手帳 番号	種 別	(平成 年 月交付)
			障害の種別	種 別	(平成 年 月交付)
学校			校長名		
病者			担任名		
1 学校生活への期待や成長への願い(ご本人や学校生活がしたい、ご本人や親(本人)に読んでほしい、など)					
本人から					
保護者から					
2 現在のお子さんの様子(得意なこと・頑張っていること、不安なことなど)					
3 支援の目標					
学校の指導・支援			家庭の支援		

【学校生活支援シート】

¹⁴ 本人や保護者の希望を踏まえて、教育・保健・医療・福祉等が連携して児童・生徒等を支援していく長期計画。本人や保護者に対する支援に関する必要な情報が記載され、乳幼児期から学校卒業後までの一貫性のある支援を行っていくためのツールである。学習指導要領では「個別の教育支援計画」という名称が用いられているが、都では、児童・生徒等の学校生活を支えることが支援の中核になることから、「学校生活支援シート」と呼んでいる。

¹⁵ 学校生活支援シートに示された学校での支援を具体化した指導の計画。児童・生徒等一人一人の障害の状態等に応じたきめ細かな指導を行うことができるよう、より具体的に指導目標や指導内容・方法を設定し作成するもの。学習指導要領では「個別の指導計画」という名称が使われているが、都では「個別指導計画」と呼んでいる。

¹⁶ 教科等ごとの枠の中で資質・能力の育成を目指すことのみならず、幅広い学習や生活の場面で活用できる力を育むことを目指すためにねらいを具体化したり、他の教科等における指導との関連付けを図ろうとする視点のこと。また、児童・生徒の日々の学習や生涯にわたる学びの基盤となる言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等の資質・能力や、豊かな人生の実現や災害等を乗り越えて次代の社会を形成することに向けた現代的な諸課題に照らして必要となる資質・能力を、それぞれの教科等の役割を明確にしながらいこうとする視点のこと。

このため、都教育委員会では、個別指導計画に基づいて児童・生徒等に何が身に付いたかという学習の成果を的確に捉え、これを教育課程の評価と改善につなげる方法を検討するため、新たに検討委員会を設置します。

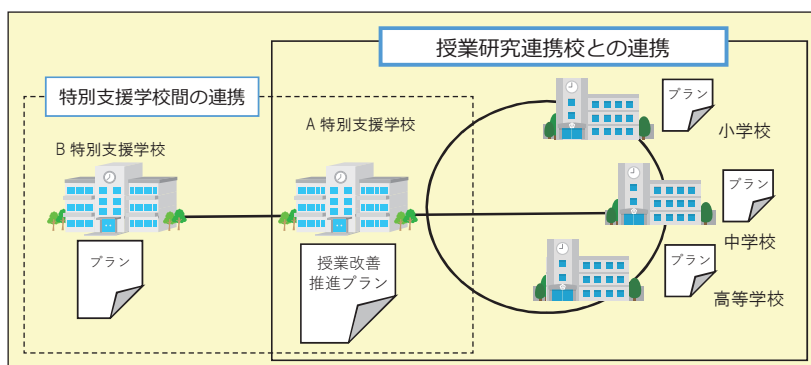
また、この検討委員会では、教育活動の質の向上や、学習の効果の最大化につながるように、特別支援学校の学習指導要領に示された内容を全て取り扱う各教科と、個々の児童・生徒等の実態に応じて必要な項目を選定して取り扱う自立活動¹⁷の目標設定に至る手続の違いを踏まえ、個別指導計画を作成する方法についても、あわせて整理します。

さらに、検討結果については、個別指導計画等の作成・活用に関する手引きとしてまとめ、都立特別支援学校に普及していきます。

② 準ずる教育課程の教育内容・方法の充実

都立視覚障害、聴覚障害、肢体不自由及び病弱特別支援学校には、小学校、中学校及び高等学校に準ずる教育を行う教育課程¹⁸（以下「準ずる教育課程」という。）を履修する児童・生徒が在籍しています。これらの児童・生徒の学力を向上し、希望する進路を実現できるようにするためには、都立特別支援学校の教員が、小・中学校及び都立高校等における教科指導と同等の指導技術や授業力を身に付け、小・中学部及び高等部それぞれにおいて、指導内容・方法を充実させていく必要があります。

このため、都立特別支援学校の教員の指導技術や授業力を向上させていくことを目的に、小・中学校及び都立高校等との連携を密にして、教科指導についての効果的な情報交換・情報共有を行うため、平成29年度から、モデル校として指定した準ずる教育課程を編成する都立特別支援学校3校において、それぞれ地域の小・中学校及び都立高校等を「授業研



【都立特別支援学校と授業研究連携校との連携イメージ】

¹⁷ 個々の児童・生徒等が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培うために、特別支援学校の学習指導要領に示された領域の名称。健康の保持、心理的な安定、人間関係の形成、環境の把握、身体の動き、コミュニケーションの六つの区分がある。

¹⁸ 視覚障害、聴覚障害、肢体不自由及び病弱特別支援学校において、学校教育法第72条に基づき小・中学校又は高校に準ずる教育を行う教育課程。「準ずる」とは各教科等の目標・内容が、原則として小・中学校又は高校と同様であることを意味する。

究連携校¹⁹」に指定し、授業研究連携校における各教科の授業研究と、各都立特別支援学校の授業研究に相互に教員が参加できる機会を充実させるなどの取組を推進しました。

都教育委員会では、令和2年度にこれらの成果を指導資料「特別支援学校の指導内容・方法の充実に向けて」にまとめ、準ずる教育課程を編成する都立特別支援学校全校での共有・普及を図るとともに、各校における授業研究連携校との取組による授業改善を推進しています。

具体的には、特別支援学校版の授業改善推進プラン²⁰を作成し、準ずる教育課程を編成する都立特別支援学校全校での活用を推進しました。

また、病院内教育における準ずる教育課程については、自立活動の在り方を研究指定校で研究するとともに、実践事例を積み上げて、令和2年度に指導資料「障害のある児童・生徒の学びを支える特別支援教育の充実」を作成し、その成果を普及させました。

今後は、準ずる教育課程を履修する児童・生徒の学力の更なる向上を図り、希望する進路を実現できるようにするため、都立特別支援学校の教員の指導技術や授業力の一層の充実を図っていきます。

そのため、引き続き準ずる教育課程を編成する都立特別支援学校において、令和2年度に作成した指導資料により、授業改善推進プランの作成及び活用を推進するとともに、授業研究連携校の指定を拡大していきます。

また、小・中学校等が主催する研修会などに都立特別支援学校の教員の参加を促進することなどを通して、教科指導の方法や教材研究等における教員の専門性が一層高まるようにします。

なお、特別な支援が必要な児童・生徒等に関する助言を、連携先の都立特別支援学校から日常的に得られるようにすることにより、小・中学校等においてもこの連携が有意義なものとなるようにしていきます。



都立特別支援学校 授業改善推進プラン（様式例）

都立〇〇特別支援学校 授業改善推進プラン

- 教育目標
- 授業改善の目標（学校経営計画の授業改善に関する部分等）
- 授業改善に結びつける観点
 - ① 教育課程編成上の観点
 - ② 指導方法・指導体制の工夫
 - ③ 評価評価の工夫
 - ④ 授業にはいる児童や転入生の工夫
 - ⑤ 家庭や地域社会との連携の工夫
- 関係機関との連携
 - ① 授業研究連携校
 - ② その他の関係機関等

【授業改善推進プランの様式】

¹⁹ 教科指導の専門性や教材研究などの充実を図るため、都立特別支援学校と地域の小学校等のうち、日頃から児童・生徒間の交流及び共同学習を通して連携を図っている学校のこと。

²⁰ 都内全ての公立小・中学校において作成している授業改善を図るための計画。国や都の学力調査の結果等を基に、児童・生徒の学力の実態を分析し、課題に応じた具体的な方策等を示している。

③ 自立活動を主とする教育課程の充実

特別支援学校の学習指導要領には、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした指導の領域として「自立活動」が位置付けられています。

自立活動を主とする教育課程については、東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画の成果に基づき、都立肢体不自由特別支援学校において、障害の程度や特性に応じた指導の工夫が図られました。

また、障害の重い児童・生徒の言語能力の向上を図るため、指導内容の段階表の作成や個別指導のポイントの整理を行うとともに、取組の成果を令和2年度に指導資料「特別支援学校の指導内容・方法の充実に向けて」にまとめ、各都立特別支援学校に配布しました。これにより、各教科等の指導において、言語能力を高める指導の充実が図られています。

新しい特別支援学校の学習指導要領において、知的障害のある児童・生徒のための各教科等の目標や内容が従前より具体的に示されたことを踏まえ、今後は自立活動を主とする教育課程においても、各教科等の目標や内容を取り扱うことを十分に検討していく必要があります。

そのため、自立活動を主とする教育課程の編成に際して、各教科等の目標や内容を可能な限り取り扱えるよう、障害の程度が重度の児童・生徒に対する各教科等の指導内容の検討及び指導方法の工夫を図るとともに、好事例を収集して各都立特別支援学校に還元していきます。

④ 国際理解教育の充実

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会終了後も、更なるグローバル化の進展に伴い、児童・生徒等が外国人や外国の文化、外国の言語に接する機会はますます増加していくことが想定されています。こうした状況を踏まえると、都立特別支援学校においても、国際理解教育²¹を一層推進していく必要があります。



【都立特別支援学校における国際理解教育の例】

²¹ 国際化が進展する中で、広い視野とともに、異文化に対する理解や異なる文化をもつ人々と共に協調していく態度などを育成する教育

現在、各都立特別支援学校が設定している総合的な学習の時間（高等部においては総合的な探究の時間）においては、各学校が目標を実現するのにふさわしい探究課題を設定しています。この探究課題について、学習指導要領の解説では、現代的な諸課題に対応する横断的・総合的な課題として国際理解を探究課題として取り上げることの意義に触れています。都教育委員会は、これらを参考にしながら、国際理解を自分の課題として考え、よりよい解決に向けて行動することができるよう、各都立特別支援学校に取組を促していきます。



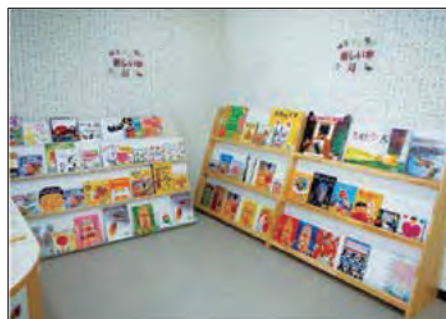
【都立特別支援学校高等部生徒の国際理解教育に関する校外学習の様子】

⑤ 言語活動及び読書活動の充実

言語は、論理や思考等の知的活動のみならず、コミュニケーションや感性・情緒を育むために重要な役割を果たしています。また、児童・生徒等の学習活動を支える重要な役割を果たすものであり、全ての教科等における資質・能力の育成や学習の基盤となるものです。そのため、新しい学習指導要領では学習の基盤となる資質・能力に位置付けられ、国語科を要しつつ教育課程全体を見渡した組織的・計画的な取組が求められています。

言語に関する能力を育成するに当たり、読書活動が効果的な方法の一つであることから、日常的に読書に親しみ、読書をより豊かなものにするための指導や、学校図書館の充実等により、児童・生徒等が読書をする環境を整えていく必要があります。

都教育委員会では、研究指定校におけるこれまでの優れた教育実践を調査・分析し、都立特別支援学校における学校図書館等の整備や活用方針、読書指導の充実に向けた取組事例等を令和2年度に指導資料「特別支援学校の指導内容・方法の充実に向けて」にまとめ、都立特別支援学校に配布するとともに



【都立特別支援学校の図書館の例】



【都立特別支援学校での読み聞かせ会】

に、POPコンテスト²²を開催するなど、読書に親しむ活動の推進を図ってきました。

今後は、この指導資料を活用し、都立特別支援学校における言語活動及び読書活動の充実を促進していきます。

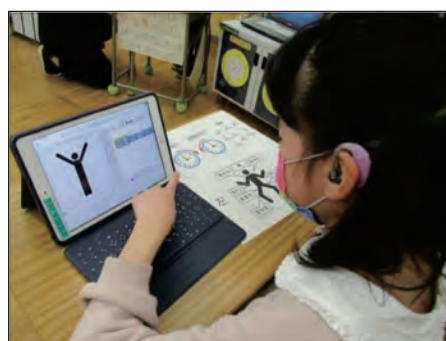
また、引き続き研究指定校を設けて、読書環境の整備や読書活動の充実を更に推進し、その成果を実践事例集にまとめて、各都立特別支援学校に普及させていきます。

⑥ 学習指導要領を踏まえたプログラミング教育の推進

特別支援学校小学部・中学部の学習指導要領の改訂で、小学部の児童がプログラミングを体験しながら、コンピュータに意図した処理を行わせるために必要な、論理的思考力を身に付けるための学習活動が新たに示されました。

小学部を設置する都立特別支援学校では、教育課程全体を見渡ししながら、プログラミングを実施する単元を位置付けていく学年や教科を決定する必要があり、今後、これらの学習活動の充実を図っていく必要があります。

そのため、これらについて検討する「プログラミング教育推進委員会（仮称）」を設置し、指導方法の開発や好事例の収集を行うとともに、学校間の情報共有を図っていきます。



【都立特別支援学校におけるプログラミング教育の様子】

⑦ 視覚障害教育と聴覚障害教育におけるデジタルを活用した教育の充実

ア 視覚障害教育における学習用デジタル教科書を用いた指導方法の研究

【後掲：第3章-1-(1)-②-ア (P.110)】

イ 聴覚障害教育における情報保障のデジタル化の推進

【後掲：第3章-1-(2)-② (P.116)】

²² 本のPOP（ポップ）とは、その本のよさや面白さ、お勧めのポイント等について、言葉やイラスト等を用いて紹介するものである。都教育委員会ではPOPを用いて他者に本を紹介することを通して、言語能力を育むことを目指して令和元年度に「第1回 都立特別支援学校POPコンテスト」を開催した。

⑧ 知的障害教育における教育課程の充実

新しい特別支援学校の学習指導要領では、知的障害のある児童・生徒のための各教科等の目標や内容が、「知識及び技能」・「思考力、判断力、表現力等」・「学びに向かう力、人間性等」という育成を目指す資質・能力の三つの柱によって新たに整理されました。このことを踏まえ、都立知的障害特別支援学校小・中学部においては、特別支援学校の学習指導要領に示された内容が確実に身に付くよう、教育課程の編成を工夫する必要があります。

また、都立知的障害特別支援学校高等部普通科においては、教育課程の類型化²³を行っていますが、多くの学校は、都立知的障害特別支援学校の高等部就業技術科²⁴及び職能開発科²⁵の設置が進む以前からの類型を維持しています。知的障害の程度が軽度から中度の生徒の多くが高等部就業技術科及び職能開発科に進学している現状を踏まえ、高等部普通科に在籍する生徒の障害の状態等に合わせた類型の再編を検討する必要があります。

これらのことから、新しい特別支援学校の学習指導要領の趣旨を踏まえ、都立知的障害特別支援学校小・中学部の教育課程の編成の方針を見直します。

また、都立知的障害特別支援学校高等部普通科における教育課程の類型化の考え方を示すため、これらについて検討する「普通科類型化検討委員会（仮称）」を設置し、高等部普通科の教育課程の類型の在り方を見直します。

⑨ 知的障害のある児童・生徒の学習支援アセスメント（特別支援学校版）の開発

知的障害特別支援学校に在籍する児童・生徒の障害の状態等は個人差が大きいことから、特別支援学校の学習指導要領では、知的障害特別支援学校の各教科等の目標及び内容について、学年ではなく、段階によって示しています。

都立知的障害特別支援学校においては、個々の児童・生徒の障害の状態等を踏まえて、具体的な指導目標や指導内容を定め、個別に学習課題を設定するなどして、個に応じた指導を充実させてきました。

都立知的障害特別支援学校に在籍する児童・生徒の障害の重度化に対して、今後は、標準化された発達検査による把握が困難な、障害の程度が中度から重度の知的障害の

²³ 高等部における教育課程の編成の工夫の一つ。生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた数種類の類型を設け、生徒は選択した類型に応じて、当該の類型が設定している各教科・科目（知的障害特別支援学校の場合は各教科）を履修する。

²⁴ 知的障害が軽い生徒を対象に、生徒の職業的自立と社会参加に向けて必要な専門的職業教育を行うことを目的とする学科

²⁵ 知的障害が軽度から中度の生徒を対象に、基礎的な職業教育を実施し、職業生活に必要な職務を遂行する能力を開発・伸長することを目的とする学科

児童・生徒の学力面の状況を適切に把握し、実態に応じた指導内容を選定して指導計画を定め、教員間や保護者との共通の方針の下で指導できるようにするための指標が必要です。

そこで、都立知的障害特別支援学校において児童・生徒の学習状況や経験等を的確に把握し、その結果に基づいて取り扱う各教科等の目標を決め、最適な内容を設定するための「学習支援アセスメント²⁶（特別支援学校版）（仮称）」の開発に向け、作成委員会を設置し検討を行います。開発に当たっては、特別支援学校の学習指導要領に示す各教科等の内容を規準としながら、児童・生徒の達成状況を的確に把握できるよう、基準の示し方を工夫していきます。

なお、「学習支援アセスメント（特別支援学校版）（仮称）」は、知的障害以外の都立特別支援学校に在籍する、知的障害を併せ有する児童・生徒にも活用できるようにします。

⑩ 知的障害の状況や程度に応じた指導の在り方の研究

義務教育段階にある知的障害特別支援学校の小・中学部については、特別支援学校小学部・中学部の学習指導要領において年間の総授業時数の標準が定められています。一方、その内訳となる各教科等の授業時数は各知的障害特別支援学校で適切に定めることとなっており、学校間で教科等ごとの授業時数に差が生じている状況があります。

また、効果的な指導方法を検討した結果として、必要に応じて各教科等を合わせて指導ができることになっていますが、これも知的障害特別支援学校ごとに設定の仕方に違いが見られます。

知的障害特別支援学校の教育課程が学校ごとに異なるのは、児童・生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等並びに学校や地域の実態がそれぞれ異なることによるものです。しかし、同じ義務教育段階である小・中学校において教科等ごとの年間の授業時数が規定されていることを踏まえると、都立知的障害特別支援学校においても、各教科等の授業時数の設定の根拠を明らかにしながら教育課程を編成する必要があります。

このため、検討委員会を設置し、都立知的障害特別支援学校の小・中学部の教科指導と各教科等を合わせた指導の関係や考え方を整理します。各教科等を合わせた指導については、カリキュラム・マネジメントの考え方にに基づき、設定の理由を明らかにしながら単元を構成できるようにします。

²⁶ 狭義には、標準化された検査法等を用いて、児童・生徒等の障害の状態や発達の段階、技能水準等を把握することやその方法を指す。広義には、児童・生徒の障害の状態等を把握することやその方法を表す。

また、基となる各教科等の内容や設定する授業時数の根拠も明確になるようにします。

さらに、検討の結果を検証するために、研究指定校を指定して実践を行います。

あわせて、都立知的障害特別支援学校では、普通学級における自立活動について、各教科等を合わせた指導の中で扱うこととしてきましたが、この自立活動の指導の在り方についても検討を行います。

検討の成果は、知的障害以外の都立特別支援学校に在籍する、知的障害を併せ有する児童・生徒にも活用できるようにします。

なお、自閉症を併せ有する児童・生徒も多数在籍している現状を踏まえ、自閉症の特性を踏まえた指導についても、引き続き充実を図っていきます。

⑪ 病弱教育におけるデジタルを活用した教育の充実

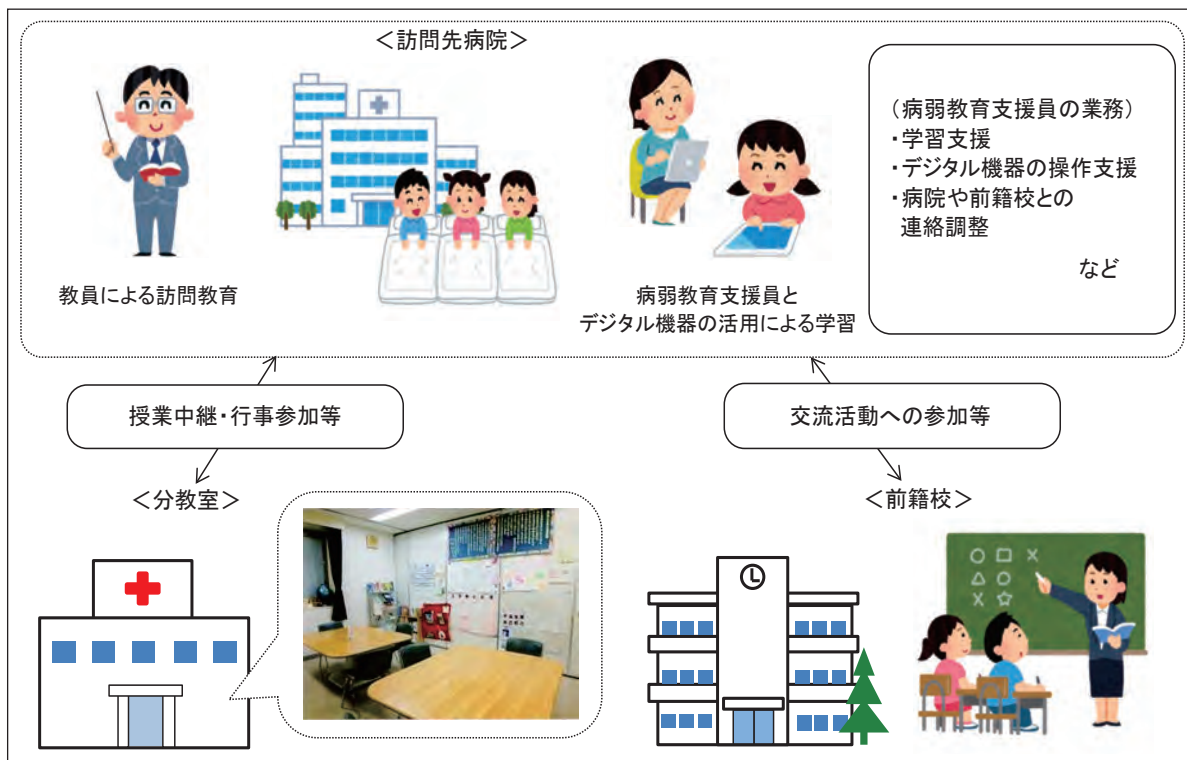
病院内訪問教育においては、教員による指導は週3日・1回2時間を基本としていましたが、平成29年度から、入院する児童・生徒の学習支援を行う病弱教育支援員²⁷を病院へ派遣するとともに、タブレット端末を活用することにより、学習の機会を週5日・1回2時間まで充実しました。

また、病院内分教室においては、治療や体調等を理由に病室から出ることができない児童・生徒と分教室をつなげるなど、入院する児童・生徒の状況に応じた学びの実現を図るため、令和3年度から全病院内分教室に分身ロボットを配備しています。

一方、国においては、長期の入院を要する生徒に対する遠隔授業について、高校段階では、令和元年には病室等に教員を必ずしも配置する必要がなくなり、令和2年には修得する単位数に上限を設けないなどの制度改正が行われました。

今後も、病弱教育支援員を児童・生徒の入院する病院へ派遣するとともに、国の制度改正の趣旨を踏まえ、タブレット端末や分身ロボット等のデジタル機器を活用することにより、児童・生徒の学習を支援していきます。

²⁷ 都立特別支援学校の病院内訪問教育において、児童・生徒が入院している病院等へ出向き、担当教員と連携して児童・生徒の学習支援を行う職員



【病院内訪問教育における支援の概要】

年次計画

取組分野	個別事業	平成 29～令和 3 年度 (第一次実施計画)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
(1) 障害の種類と程度に応じた指導・支援の充実	① 個別指導計画の評価を活用した教育課程の充実	(新規事業)	・検討委員会において充実策を検討	・「手引き」の作成	・教育課程説明会等で「手引き」を説明し、次年度以降の活用を促進	
	② 準ずる教育課程の教育内容・方法の充実	指導資料を作成し、都立特別支援学校等に配布し周知	・授業研究連携校の拡大と交流の活性化 ・好事例を共有し、各学校の「プラン」の改善を促進			
	③ 自立活動を主とする教育課程の充実	(新規事業)	・各校の教育課程の分析と現状整理 ・各校の年間指導計画の収集と好事例の抽出	・指導資料の作成 ・教育課程説明会での周知 ・各学校へ指導・助言		
	④ 国際理解教育の充実	・指導資料の周知 ・教育課程説明会で国際理解教育の充実に向け説明	・総合的な学習の時間(総合的な探求の時間)を核とした国際理解教育の推進	・各学校の取組状況を把握・周知		
	⑤ 言語活動及び読書活動の充実	・指導資料を作成し、都立特別支援学校等に配布し周知 ・POPコンテストの開催により、読書に親しむ活動を推進	・研究指定校を指定 ・読書環境の整備や読書活動の充実を更に推進	・令和4年度とは別の研究指定校を指定	・令和5年度とは別の研究指定校を指定 ・実践事例集の作成と周知、各学校への指導・助言	
	⑥ 学習指導要領を踏まえたプログラミング教育の推進	ICT機器を積極的に活用した教育の充実	・推進委員会を設置し、指導方法の開発や好事例の収集を実施		・推進委員会の成果を全都立特別支援学校へ普及	
	⑦ 視覚障害教育と聴覚障害教育におけるデジタルを活用した教育の充実					
	ア 視覚障害教育における学習者用デジタル教科書を用いた指導方法の研究	ICT機器を積極的に活用した教育の充実	・指導方法の開発			・研究成果を各校に周知
	イ 聴覚障害教育における情報保障のデジタル化の推進	(新規事業)	デジタル式集団補聴システムや音声情報を文字化するアプリケーションの導入・活用			

取組分野	個別事業	平成 29～令和 3 年度 (第一次実施計画)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
(1) 障害の種類と程度に応じた指導・支援の充実	⑧ 知的障害教育における教育課程の充実	(新規事業)	・検討委員会を設置し、小・中学部の教育課程の編成の方針及び高等部普通科の類型の在り方を検討	→ ・検討結果をまとめた指導資料を作成	・教育課程説明会で指導資料を説明 ・指導資料を活用し、各学校に指導・助言を実施
	⑨ 知的障害のある児童・生徒の学習支援アセスメント(特別支援学校版)の開発	(新規事業)	・令和5年度の作成委員会を設置に向け、類似指標の分析や原案の検討など準備を実施	・アセスメントの開発に向け、作成委員会による検討	→ ・アセスメント案の完成 ・研究指定校によるアセスメント案の試用と作成委員会による改善
	⑩ 知的障害の状況や程度に応じた指導の在り方の研究	(新規事業)	・検討委員会を設置し、「各教科等を合わせた指導」の設定及び普通学級における自立活動の指導の在り方を検討	→ ・研究指定校において委員会の検討結果を活用	→ ・教育課程説明会で委員会の検討結果を説明 ・各学校に指導・助言
	⑪ 病弱教育におけるデジタルを活用した教育の充実	・病院内訪問教育における病弱教育支援員の派遣やタブレット端末の活用による学習機会の充実 ・病院内分教室における分身ロボットの配備・活用による学習支援(令和3年度～)	・病院内訪問教育における病弱教育支援員の派遣やタブレット端末の活用による学習機会の充実 ・病院内分教室における分身ロボットの配備・活用による学習支援	→ →	→ →

(2) 自らの望む将来を実現するためのキャリア教育等の充実

具体的な取組

① キャリア教育の充実

新しい学習指導要領は、キャリア教育²⁸について、特別活動を要として、学校の教育活動全体を通して適切に行うことを示しています。

児童・生徒一人一人が、将来直面する様々な課題に柔軟かつたくましく対応し、社会的・職業的に自立していくためには、学ぶこと、働くこと、生きることについて考え、それらの結び付きを理解することや、多様な他者と協働しながら、自分なりの人生をつくっていく力を育むことが大切です。

このため、都立特別支援学校の各段階を通して、これらの資質・能力を育成するキャリア教育に、計画的、系統的に取り組んでいく必要があります。

都教育委員会では、都立特別支援学校の小学部、中学部、高等部のそれぞれにおける学習や生活を振り返って蓄積していくことにより、発達段階に応じた系統的なキャリア教育を充実させることができるよう、児童・生徒が学習活動を記録し、蓄積する教材である「キャリア・パスポート²⁹」の活用を進めていきます。

また、小学校等から都立特別支援学校に進学等をする際に、「キャリア・パスポート」が確実に引き継がれるよう、引継ぎ方法を示した案内を作成し、区市町村教育委員会に配布して周知を図ります。

一方、障害のある児童・生徒等の自立と社会参加を進めていくには、都立特別支援学校と保護者が協力してキャリア教育を推進することが重要です。

このため、キャリア教育及び進路指導の内容に係る理解促進を目的として、保護者等に対して年2回程度、キャリア教育理解推進セミナーを実施しており、令和3年度は、東京労

東京都教育庁 東京労働局 共催
就労支援セミナー

**令和3年度 保護者向けキャリア教育理解推進セミナー
動画配信のお知らせ**

東京労働局・都内ハローワークでは、障害者雇用を推進していくために「福祉、教育、医療から雇用への移行推進事業」を展開し、障害のある方及び学校・支援者・企業等に対して様々な支援を行っております。今般、都内小学校、中学校、高等学校及び都立特別支援学校等の保護者の方や教員の皆さんを対象に、企業就労に関する事例等をご紹介しますセミナー（動画配信方式）を下記の通り開催いたします。
ご家庭での進路の検討や学校における進路指導にお役立て頂きたい、ご案内申し上げます。

【講演内容及び講演者】

『障がい者雇用の取り組みと企業における就労の考え方』 S O M P Oチャレンジ株式会社 代表取締役社長	中川 崇生 氏
『西東京市障害者就労支援センター一歩の支援について』 西東京市障害者就労支援センター 一歩 センター長	吉村 類 氏 松永 恵実 氏 岩川 望 氏
『ハローワークの支援と働くことについて』 ハローワーク新宿専門援助第二部門統括職業指導官	前田 貴子

公開期間：令和4年2月14日（月）～3月31日（木）
↓URL
https://www.youtube.com/playlist?list=PL5P7kTPVbatyp1Oh7_WWwjZE4GAACWMTI

お問い合わせ
東京労働局 職業安定部 職業対策課
障害者雇用対策課 長谷川・松浦
TEL：03-3512-1664
tkr-isuisin@mlhw.go.jp

²⁸ 児童・生徒に学校で学ぶことと社会との接続を意識できるようにするとともに、一人一人の社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を育み、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程であるキャリア発達を促す教育のことを指す。

²⁹ 児童・生徒が自らの学習状況や日常生活の振り返りをしながら、自身の変容や成長を自己評価できるように工夫した教材のことであり、令和2年4月から全ての小学校、中学校及び高等学校、特別支援学校等において活用されている。

働局「福祉、教育、医療から雇用への移行推進事業」の一環として、動画配信による方法で実施しました。

都教育委員会では、今後も東京労働局と連携しながらセミナーを継続して実施する中で、中学校の特別支援学級の保護者・教員に加え、就学前や小学校の保護者・教員を対象とした動画配信によるセミナーや、都立特別支援学校の見学会付きセミナーを実施し、高等部卒業後の進路や生活についてより多くの保護者・教員の知識や理解を深めていきます。

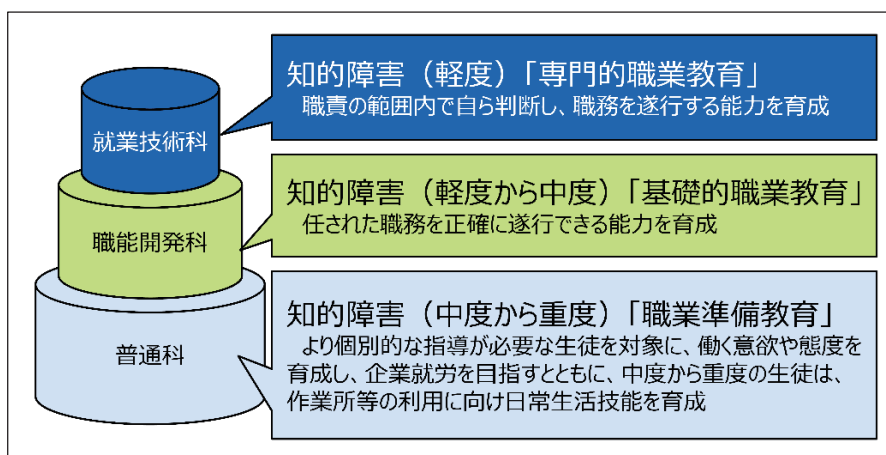
② 職業教育の充実

障害のある生徒の自立と社会参加を促進するためには、職業的自立が重要であり、都立特別支援学校の高等部においては、生徒の障害の状態や程度に応じて、職業教育の充実を図り、生徒一人一人が自己の進路や職業についての理解を深め、多様な進路先の中から将来の進路を主体的に選択し、決定できる能力を育成してきました。

今後も、生徒が進もうとしている進路を見据えながら、必要な資質・能力を育成することができるよう教育課程の改善・充実を図り、適性に応じた進路選択につなげていく必要があります。

このため、都立視覚障害特別支援学校及び都立聴覚障害特別支援学校の高等部における類型・系の設定、専攻科の設定について、新しい特別支援学校高等部学習指導要領に適切に対応した見直しを行うなど、教育課程の充実を図っていきます。

また、都立知的障害特別支援学校の高等部については、職業教育を主とする専門学科の設置により、普通科に在籍する生徒の実態が変化していることや、職業教育を主とする専門学科の教育課程や普通科の類型化した教育課程の設置方針を示して10年以上が経過していることから、これらの見直しを行うとともに、教育課程編成方針資料を作成し、周知していきます。



【都立知的障害特別支援学校高等部における重層的な職業教育の展開】

③ 進学指導の充実

都立特別支援学校の高等部には、大学への進学を希望する生徒が在籍しており、生徒のニーズに応じて、教科指導の充実や進学に向けた進路指導、大学との連携強化といった進学支援に努めていく必要があります。

これまで、各都立特別支援学校においては、学校生活支援シート及び個別指導計画に基づく大学等への進学に向けた指導や各種検定（漢字、数学、英語等）の受検への取組を充実するとともに、大学等への入学後の生活が充実するよう、個別移行支援計画³⁰を活用して、大学等における必要な支援につなげてきました。

今後も、生徒のニーズに応じて、大学等との連携を更に強化しながら、進学に向けた指導の充実を推進していきます。特に、大学進学を目指した中高一貫型聴覚障害特別支援学校である中央ろう学校については、学習支援アプリケーション等の活用により学力の向上を図るなど、デジタルを活用した進学指導の一層の充実に取り組んでいきます。

³⁰ 卒業後の職業生活や地域生活への円滑な移行を見通し、在学中から関係機関等と連携して、一人一人のニーズに応じた支援を実施し、学校から地域の関係機関に円滑に引き継ぐための計画

年次計画

取組分野	個別事業	平成 29～令和 3 年度 (第一次実施計画)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
(2) 自らの望む将来を実現するためのキャリア教育等の充実	① キャリア教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・キャリア・パスポートに係る指導資料の作成 ・東京労働局と共催で保護者向け「キャリア教育セミナー」を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・指導資料の活用と区市町村教育委員会等への周知 ・東京労働局と共催で保護者向け「キャリア教育セミナー」を実施 		
	② 職業教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・高等部普通科の設置校から研究指定校を指定、学校を超えた教員同士での学び合いの機会を設け、各校の授業の改善を推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・高等部普通科設置校での教員同士の学び合いを継続 ・高等部就業技術科、職能開発科において、学校を超えた教員同士での学び合いの機会を設け、各校の授業の改善を推進 ・視覚障害及び聴覚障害特別支援学校高等部、高等部専攻科において、教育課程の改善の可能性を検討 		
	③ 進学指導の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・大学等との連携により、生徒の入学後に適切な支援が開始されるよう促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・中央ろう学校における学習支援アプリケーション等の導入による進学指導の充実 		

2 多様な教育ニーズに応える特色ある学校づくりの推進

(1) 都立特別支援学校の規模と配置の適正化

具体的な取組

① 視覚障害特別支援学校及び聴覚障害特別支援学校の適正な規模と配置

ア 視覚障害特別支援学校の適正な規模と配置

都教育委員会では、東京都特別支援教育推進計画に基づき、視覚障害教育部門と知的障害教育部門を併置する久我山青光学園を設置するなど、都立視覚障害特別支援学校の規模と配置の適正化を進めてきました。

都立視覚障害特別支援学校は、現在4校が配置されており、在籍者数に関する将来の推計や地域ごとの配置バランス等を踏まえ、今後も現在の配置規模を維持していきます。

イ 聴覚障害特別支援学校の適正な規模と配置

都立聴覚障害特別支援学校は、東京都特別支援教育推進計画に基づく再編整備により、現在4校が配置されており、在籍者数に関する将来の推計や地域ごとの配置バランス等を踏まえ、今後も現在の配置規模を維持していきます。

また、都立特別支援学校に在籍する児童・生徒の障害の重複化や都立知的障害特別支援学校の在籍者数の増加に適切に対応するため、立川ろう学校を改編し、令和4年度に、聴覚障害教育部門と知的障害教育部門を併置する立川学園を開設します。

なお、大塚ろう学校の3分教室（永福・城東・城南）においては、乳幼児の通学負担等を考慮し、幼稚部については入学者数にかかわらず存続させるとともに、小学部については、集団による教育活動の確保が重要であることから、新入生が2年続けて3名に満たない場合には、それ以降は募集を停止します。



【立川学園】

② 知的障害特別支援学校の適正な規模と配置

ア 適正規模・適正配置計画

都立知的障害特別支援学校の在籍者数の増加に適切に対応するため、平成31年度には臨海青海特別支援学校、令和2年度には八王子西特別支援学校、令和3年度には東久留米特別支援学校を新設するなど、都立知的障害特別支援学校の規模と配置の適正化を進めてきましたが、今なお、特別教室を転用したり、一つの教室を間仕切りしたりして普通教室を確保している学校が存在しています。

また、都立知的障害特別支援学校の在籍者数の増加傾向は続いており、最新の将来推計を踏まえると、今後も在籍者数が増加していくと見込まれることから、引き続き、教育環境の充実に向けた取組を進める必要があります。

教育環境の充実に向けた普通教室の確保に当たり、学校の新設や校舎の増改築によって対応することは、教育環境を抜本的に改善する方策として非常に有効ですが、それ以外の方法を活用して普通教室を確保していくことも重要です。今後は、早期に教育環境の充実を図るため、学校の新設や校舎の増改築をはじめとして、多様な方法を用いて迅速かつ効果的に教育環境の改善を図っていきます。

こうした適正規模・適正配置計画を着実に実施することにより、普通学級において一つの普通教室を間仕切りして使用している教室を解消します。

また、特別教室等から転用した普通教室についても解消します。

なお、障害児入所施設を利用する児童・生徒が在籍するしいの木特別支援学校については、東京都千葉福祉園の障害児施設の廃止の動向を踏まえ、学校の在り方を検討していきます。



【臨海青海特別支援学校】



【八王子西特別支援学校】



【東久留米特別支援学校】

(ア) 特別支援学校の新設

都有地等を有効に活用することにより都立知的障害特別支援学校を新設し、必要な教室を確保します。

(イ) 特別支援学校の改築

既存の都立知的障害特別支援学校の校舎改築に合わせ、必要な教室を確保します。

(ウ) 特別支援学校の増築

地域の実情や校舎の状況等を踏まえ、既存の都立特別支援学校において、校舎の増築により、必要な教室を確保します。

(エ) 第一次実施計画等に基づく特別支援学校の施設整備

第一次実施計画に基づき、令和6年度に南多摩地区特別支援学校(仮称)を、令和9年度に墨田地区第二特別支援学校(仮称)及び北多摩地区特別支援学校(仮称)を開設していきます。

また、新宿区戸山にある都立心身障害者福祉センター跡地を活用し、知的障害教育部門と肢体不自由教育部門を併置する戸山地区学園特別支援学校(仮称)を設置します。

このほか、東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画及び第一次実施計画に基づき増改築を予定している都立特別支援学校についても、引き続き、着実に施設整備を推進していきます。

(オ) 通学区域の調整

都立知的障害特別支援学校の新設・増改築等に依りて、通学利便性や安全性等を含め総合的に考慮した通学区域の調整を行い、教育環境の改善を図ります。

イ 教室の活用

特別支援学校の新設及び増改築には長い時間を要することから、地域的又は一時的に児童・生徒等の増減等が生じた場合に対応するためには、特別支援学校の施設を柔軟に有効活用することも重要です。

都教育委員会では、施設整備に当たり、児童・生徒等の障害等の状態、発達段階、障害特性等に応じた多様な学習内容・形態に柔軟に対応できる可変性の高い教室を確保することとしています。具体的には、可動式の間仕切り等を活用し

途に合わせて広さを変更できる教室等を整備することで、グループ活動の際には大きな部屋として使用し、個別指導を行う際には個室として使用するなど、弾力的な運用を行うことが可能となります。

こうした可変性の高い教室等を、将来、一時的な学級数の変動等が生じた際に暫定的に普通教室としても利用可能な施設と位置付け、有効な活用を図ります。

③ 肢体不自由特別支援学校及び病弱特別支援学校の適正な規模と配置

ア 肢体不自由特別支援学校の適正な規模と配置

東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画に基づき、平成29年度に、肢体不自由教育部門と病弱教育部門を併置する光明学園を開設するとともに、令和2年度に、南花畑特別支援学校と城北特別支援学校を発展的に統合し、知的障害教育部門と肢体不自由教育部門を併置する花畑学園を開設しました。

都立肢体不自由特別支援学校については、在籍者数に関する将来の推計や地域ごとの配置バランス等を踏まえ、今後も適正な規模と配置を維持していきます。



【光明学園】



【花畑学園】

イ 病弱特別支援学校の適正な規模と配置

東京都特別支援教育推進計画に基づき、平成24年度に知的障害教育部門と病弱教育部門を併置する武蔵台学園を設置するとともに、平成29年度には都立肢体不自由特別支援学校のうち、病院内分教室を有し、かつ、病院訪問教育の実績を有する4校に、病弱教育部門を設置し、病弱教育の位置付けを明確にするなど、病弱教育部門を再編しました。

都立病弱特別支援学校は、病弱教育部門の再編により、現在5校が配置されており、在籍者数に関する将来の推計や地域ごとの配置バランス等を踏まえ、今後も現在の配置規模を維持していきます。

④ 施設整備計画

現行の施設整備計画に基づき、都立特別支援学校の新設、改築、増築を実施してきました。今後は最新の将来推計に基づく都立特別支援学校の新設や施工条件の精査等による現行計画の工期の変更等を反映し、施設整備計画を見直す必要があります。

50 ページから 53 ページまでに示した取組に関する施設整備計画は、次表のとおりとなっており、都教育委員会ではこの計画に基づいて、関係諸機関と連携し、計画的に施設整備を進めていきます。

なお、施設整備に当たっては、施設ごとに土地の利用状況や工事施工上の課題等について詳細に検討した上で、安全かつ効果的に工事を進める必要があります。

このため、関連諸機関との調整や課題の検討等を十分に行い、配置の適正化を踏まえた設置場所とするとともに、最も合理的かつ効果的な施設整備の規模、整備手法及び整備スケジュールとなるよう必要な見直しを行います。



【工事中の都立特別支援学校の例】

都立特別支援学校の規模と配置の適正化に関する施設整備計画

東京都特別支援教育推進計画(第二期)第二次実施計画に基づく整備					
	学校名/ 開校等予定年度/ (設置学部)	設置場所	年次計画		
			令和4年度	令和5年度	令和6年度
新設校	検討中	検討中	決定後公表 ※1		
増改築等	検討中	検討中	決定後公表 ※1		
東京都特別支援教育推進計画(第二期)第一次実施計画(平成29年2月策定)に基づく整備					
	学校名/ 開校等予定年度/ (設置学部)	設置場所	年次計画		
			令和4年度	令和5年度	令和6年度
新設校	南多摩地区 特別支援学校(仮称) 令和6年度(知:高)	都有地 (八王子市鏈水)	工事	工事	開校
	墨田地区第二 特別支援学校(仮称) 令和9年度(知:小中)	都有地 (墨田区墨田)	基本設計 実施設計	実施設計	実施設計 工事
	北多摩地区 特別支援学校(仮称) 令和9年度(知:小中高)	都有地 (東大和市向原)	基本設計 実施設計	実施設計	実施設計 工事
増改修等	あきる野学園 令和5年度(知:小中高)	あきる野学園	工事	工事 供用開始 (増築部分) グラウンド整備	グラウンド整備
	練馬特別支援学校 令和6年度(知:高)	練馬特別支援学校	工事	工事	供用開始
	令和5年度 仮設校舎設置 (知:小中高) (墨田地区第二特別支援学校(仮称) 開校後、高等部単独校に改編)	墨田特別支援学校	実施設計 工事 (仮設校舎)	工事 (仮設校舎) 供用開始	

※1 児童・生徒数の将来推計や全都的な配置バランスなどを勘案した上で候補地を選定し、決定後に別途公表

東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画(平成 22 年 11 月策定)に基づく整備					
	学校名/ 開校等予定年度/ (設置学部)	設置場所	年次計画		
			令和4年度	令和5年度	令和6年度
新設校	立川学園 令和4年度 (聴：幼小中高[普・専]) (知：小中)	立川ろう学校	開校 工事		
	王子特別支援学校 令和元年度 (知：小中高)	王子特別支援 学校 王子第二特別 支援学校	グラウンド整備		
	光明学園 平成 29 年度 (肢：小中高) (病：小中高)	光明特別支援 学校	Ⅲ期工事	Ⅲ期工事 外構工事	供用開始 (Ⅲ期部分)
	戸山地区学園特別支援学校 (仮称) [旧市ヶ谷地区特別支援学校 (仮称)] 令和 14 年度以降 ※2 (知：小中高) (肢：高)	都有地 (新宿区戸山)	基本設計	基本設計 実施設計	実施設計
増改修等	町田の丘学園 令和5年度 (知：小中高) (肢：小中高)	町田の丘学園	Ⅱ期工事	供用開始 (Ⅱ期工事部分) グラウンド整備	グラウンド整備
	矢口特別支援学校 令和4年度 (知：小中)	矢口特別支援 学校	工事 (校舎棟供用開 始)	グラウンド整備 工事	グラウンド整備 工事

※2 令和4年度から基本設計を実施し、建築計画の詳細を検討した後に開校時期を決定

年次計画

取組分野	個別事業	平成 29～令和 3 年度 (第一次実施計画)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
(1) 都立特別支援学校の規模と配置の適正化	① 視覚障害特別支援学校及び聴覚障害特別支援学校の適正な規模と配置	・視覚障害特別支援学校4校 ・聴覚障害特別支援学校4校			
	② 知的障害特別支援学校の適正な規模と配置	知的障害特別支援学校 43 校	・立川学園開校		・南多摩地区特別支援学校(仮称)開校予定
	③ 肢体不自由特別支援学校及び病弱特別支援学校の適正な規模と配置	・肢体不自由特別支援学校 18 校 ・病弱特別支援学校 5 校			
	④ 施設整備計画	P.55～P.56 のとおり			

(2) 多様な教育ニーズに即した特色ある教育活動の推進

具体的な取組

① 複数の障害教育部門を併置する学校の特色を活かした教育活動の展開

都教育委員会では、児童・生徒等の障害の重複化に適切に対応するため、複数の障害教育部門を設置する併置校を開設してきました。

知的障害教育部門と肢体不自由教育部門を併置する都立特別支援学校においては、複数の障害のある児童・生徒等に対してそれぞれの障害教育部門がもつ専門性を効果的に組み合わせ、指導の充実を図るとともに、その取組の成果を令和2年度に指導資料「特別支援学校の指導内容・方法の充実に向けて」にまとめ、併置校以外の都立特別支援学校における指導の充実をけん引してきました。

また、視覚障害と知的障害を併せ有する児童・生徒等への指導内容・方法の充実のため、久我山青光学園における教育の実践の成果を他の都立視覚障害特別支援学校及び都立知的障害特別支援学校に普及しました。

令和4年度に開校する立川学園についても、聴覚障害と知的障害を併せ有する児童・生徒等への指導内容・方法に関する研究・開発校として位置付け、その成果を他の都立聴覚障害特別支援学校に普及していきます。

また、聴覚障害教育部門がもつ専門性を知的障害教育部門で活用できるよう、実践的な研究を進めています。



【都立特別支援学校の肢体不自由教育部門と知的障害教育部門の併置校での両部門の合同授業】

② 視覚障害や聴覚障害のある乳幼児への早期からの適切な支援

視覚障害や聴覚障害のある乳幼児に対し、早期からの支援を適切に行うことは、その後の社会性を獲得する上で大きな影響があります。

視覚障害のある乳幼児に対しては、触察³¹経験等を豊かにする教育的支援や、保有する視力を最大限に活用する能力を育てる支援等が有効であり、また、聴覚障害のある乳幼児に対しては、多様なコミュニケーション手段の習得に関する教育的支援や、保有する聴力を最大限に活用する能力を育てる支援が有効であるとされています。

³¹ ものに触れて（さわる、なぞる）、そのものの形状（大きさ、形、感触 など）を理解すること。

このため、幼稚部を設置する都立視覚障害特別支援学校及び都立聴覚障害特別支援学校において、乳幼児教育相談や専門家・機関と連携した支援を実施するなど、早期からの支援を実施してきました。

また、地域の小・中学校と連携し、視覚障害や聴覚障害のある児童・生徒等に対する就学支援や就学後の支援も実施しています。

近年、新生児聴覚スクリーニング検査の普及に伴い、聴覚障害の早期発見が進む中、都立聴覚障害特別支援学校における乳幼児教育相談が保護者の不安を受け止め、適切な支援を提供する場所として認知、利用されるようになったことで、相談件数が増加傾向にあります。このため、言語聴覚士³²等の外部専門家の更なる活用を図るなど、早期からの支援を拡充していきます。

また、今後も幼稚部を設置する都立視覚障害特別支援学校及び都立聴覚障害特別支援学校において、早期教育の拠点としての機能を発揮し、視覚障害や聴覚障害のある乳幼児に対する支援を行っていきます。

③ 職能開発科の設置の推進

都教育委員会では、職業教育を主とする専門学科として、都立知的障害特別支援学校高等部に、知的障害が軽度の生徒を対象とした就業技術科や、知的障害が軽度から中度の生徒を対象とした職能開発科を設置し、生徒の企業就労を促進してきました。

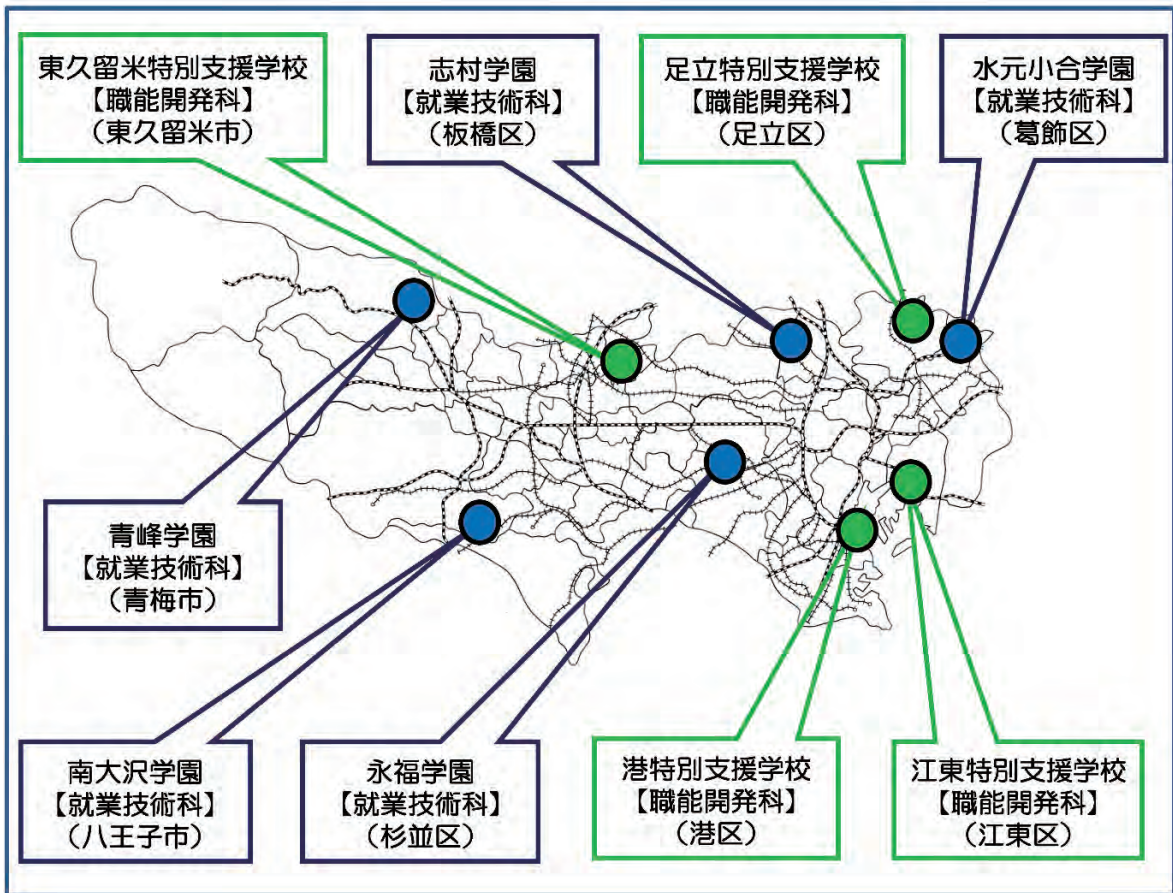
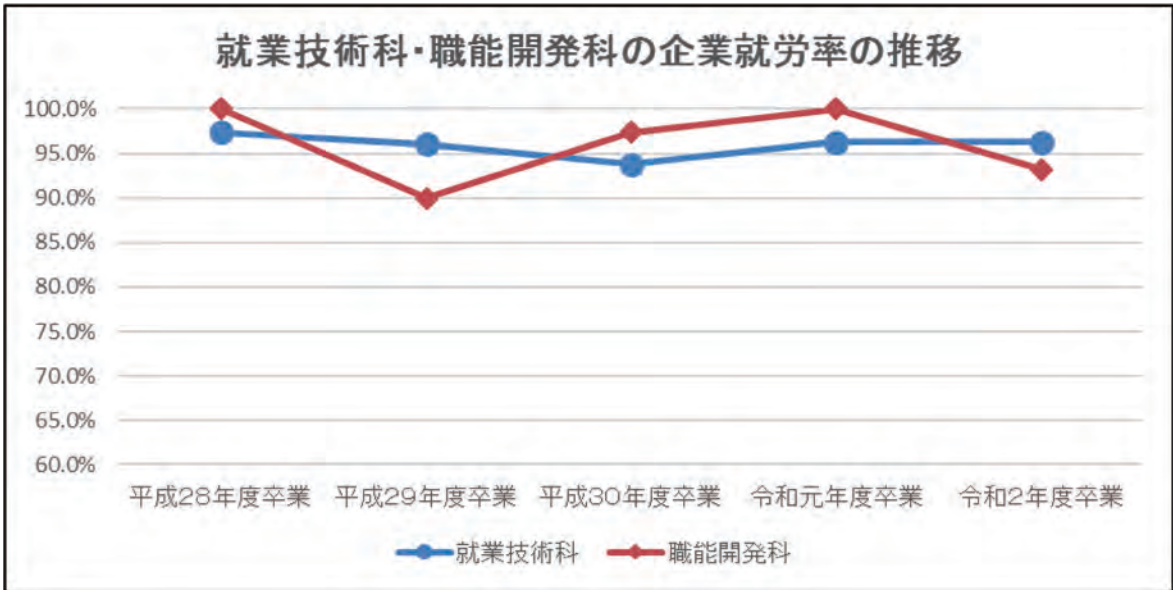
就業技術科については、都立知的障害特別支援学校5校に設置することで全都的な体制を整備しましたが、職能開発科については、第一次実施計画において、既設の2校に加えて6校に新たに設置し、計8校とすることとしました。平成30年度には江東特別支援学校に、令和3年度には東久留米特別支援学校に職能開発科を設置しています。

今後も第一次実施計画に基づき、順次、設置に向けた調整を進め、令和5年度には青鳥特別支援学校に、令和6年度には練馬特別支援学校及び南多摩地区特別支援学校（仮称）に職能開発科を設置するなどして、推進計画（第二期）の計画期間中に都内8校に職能開発科を設置します。



【職能開発科での実習の様子】

³² 聴覚障害、ことばの発達の遅れ、声や発音の障害という問題の本質や発現メカニズムを明らかにし、対処方法を見いだすために検査・評価を実施し、必要に応じて訓練、指導、助言その他の援助を行う専門家



【就業技術科・職能開発科を設置する都立知的障害特別支援学校 (令和3年度時点)】

④ 八丈町における特別支援学校の分教室の設置

都教育委員会では、島しょ地区に在住する障害のある生徒について、都立特別支援学校寄宿舎への入舎を認め、後期中等教育の場を確保するとともに、寄宿舎に入舎する生徒の帰省について、国の就学奨励事業の対象外となる付添人の交通費等を都の単独事業として支給対象とするなど、保護者の経済的な負担の軽減を図っています。

八丈町では、小・中学校の知的障害特別支援学級に在籍する児童・生徒の人数が増加傾向にあり、今後、継続して、知的障害のある生徒が複数、中学校を卒業することが見込まれることから、これらに適切に対応するため、令和3年度に八丈高等学校内に青鳥特別支援学校八丈分教室を設置しました。

八丈分教室においては、令和3年度から3年間のモデル事業を実施し、八丈高等学校の生徒との交流及び共同学習や、島内の団体・企業等と連携した就職等の進路指導を通して、分教室における特色ある教育内容や適切な規模の在り方等を検討し、その効果を検証していきます。

年次計画

取組分野	個別事業	平成 29～令和 3 年度 (第一次実施計画)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
(2) 多様な教育「丁ズ」に即した特色ある教育活動の推進	① 複数の障害教育部門を併置する学校の特色を活かした教育活動の展開	指導事例の蓄積・普及	・立川学園を研究指定校に指定し、指導事例を蓄積	・研究指定校における指導事例の蓄積及び整理	・研究指定校における成果を他校に普及
	② 視覚障害や聴覚障害のある乳幼児への早期からの適切な支援	・幼稚部を設置する都立視覚障害・聴覚障害特別支援学校における早期からの支援の実施	・幼稚部を設置する都立視覚障害・聴覚障害特別支援学校における早期からの支援の実施 ・言語聴覚士等の更なる活用による乳幼児教育相談の充実		
	③ 職能開発科の設置の推進	既設の2校に加え4校に設置	・青鳥特別支援学校への設置準備	・青鳥特別支援学校に設置(5校) ・練馬特別支援学校・南多摩地区特別支援学校(仮称)への設置準備	・練馬特別支援学校・南多摩地区特別支援学校(仮称)に設置(7校)
	④ 八丈町における特別支援学校の分教室の設置	・分教室の設置 ・八丈高校との交流・共同学習や島内の団体等との連携による進路指導のモデル事業の実施	・八丈高校との交流・共同学習や島内の団体等との連携による進路指導のモデル事業の実施		・成果の検証

(3) 様々な分野の専門家を活用した指導・支援体制の充実

具体的な取組

① 専門家を活用した自立活動の充実

自立活動では、個々の児童・生徒等の障害の状態や発達段階等に応じた指導を実施することが重要であり、その際に、医療関係者をはじめとした専門家の知見を活用することが有効なため、都教育委員会では、都立特別支援学校において、それぞれの障害特性を踏まえた指導・支援の充実を図る観点から、理学療法士³³等の専門家の活用を進めています。

また、自立活動を主とする教育課程の指導を受けている児童・生徒等の個別指導計画を作成する際には、複数の分野の専門家からの意見を聴取して、その意見に基づき指導の重点を明らかにすることで、児童・生徒等への適時・適切な支援が可能となることから、個別指導計画を複数の分野の専門家が連携して作成するよう促しています。

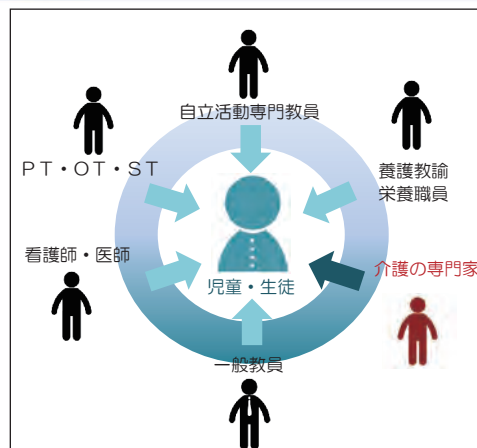
今後も、都立特別支援学校の自立活動において、専門的な知見に基づき児童・生徒等の障害の程度や状態に適切に対応した指導を実施できるよう、専門家を積極的に活用するとともに、自立活動を主とする教育課程の指導を受けている児童・生徒の個別指導計画を複数の分野の専門家と連携して作成するよう促していきます。

② 教員と学校介護職員の協働による指導体制の確立

都立肢体不自由特別支援学校では、介護の専門家として学校介護職員³⁴を導入し、教員と学校介護職員が協働した指導体制を構築しています。

各学校においては、児童・生徒数に応じて必要となる学校介護職員の配置が可能となっており、児童・生徒の安全を確保しつつ、教員が授業づくりに専念できる体制が整備されています。

今後も、教員と学校介護職員が協働した指導体制を維持し、都立肢体不自由特別支援学校における教育内容・方法の充実を図っていきます。



【都立肢体不自由特別支援学校におけるチームアプローチによる指導体制】

³³ 身体に障害のある者に治療体操などの運動を行わせたり、電気刺激、温熱、その他の物理的手段を加えたりして、主として基本的運動能力の回復及び運動器（骨、関節、筋）の疼痛軽減、変形の矯正と予防などの基本的な運動機能の向上を目的とした理学療法を実施する専門家

³⁴ 都立肢体不自由特別支援学校において、児童・生徒の学校生活を充実させる介護の仕事を行う職員

③ 将来の自立と社会参加を見据えた専門性の高い指導の実施

都立知的障害特別支援学校では、児童・生徒の社会的自立に向けた取組を推進するため、専門家を導入し、教員と連携した指導体制を構築しています。

具体的には、心理的ケアの充実や、コミュニケーション能力の向上、作業学習³⁵の充実等、社会的自立に向けた指導の質を向上するため、発達段階に応じて、心理の専門家、言語聴覚士、作業療法士³⁶等の専門家からの指導・助言を教員が受けられる体制を整え、それぞれの専門領域に基づいた指導・助言を活用することで、効果的な指導につなげています。

今後も、児童・生徒の将来の自立と社会参加を見据えて、専門家を積極的に活用し、都立知的障害特別支援学校における指導の充実を図っていきます。



【都立知的障害特別支援学校において作業療法士と教員が連携した授業改善の様子】

④ スクールカウンセラー等の活用による教育相談の充実

都立特別支援学校では、学級担任を中心とする校内の相談体制を構築してきました。

しかし、障害の程度の軽い児童・生徒が多く在籍している都立知的障害特別支援学校高等部の就業技術科や職能開発科、都立聴覚障害特別支援学校では、児童・生徒が抱える多様な悩みや不安に対する相談体制の充実が求められています。

そこで、令和4年度から、都立知的障害特別支援学校及び都立聴覚障害特別支援学校のうち12校にスクールカウンセラー³⁷を配置する3年間のモデル事業を新たに開始し、いじめ防止等に資する対応や、教育相談体制の一層の充実を図っていきます。

このモデル事業を通して、知的障害及び聴覚障害のある児童・生徒へのカウンセリングを実施し、その有効性を把握していきます。特に、都立聴覚障害特別支援学校においては手話により他者とコミュニケーションをとっている児童・生徒も在籍してい

³⁵ 知的障害特別支援学校や知的代替の教育課程で実施できる各教科等を合わせた指導の形態の一つで、作業活動を中心としながら、将来の職業生活や社会自立に必要な事柄を総合的に学び、児童・生徒の働く意欲を培い、任された役割を遂行する態度等を身に付けるために行う学習。作業学習で取り扱う作業活動の種類は、農耕、園芸、紙工、木工、縫製、織物、食品加工、事務・サービス、清掃など様々である。

³⁶ 身体又は精神に障害のある者、またはそれが予測されるものに対して、その主体的な生活の獲得を図るため、諸機能の回復・維持及び開発を促す作業活動を用いて行う治療・指導・援助を行う専門家

³⁷ いじめ、不登校、問題行動の背景となっている児童・生徒の不安や悩みへのカウンセリング、子育てに関する保護者への助言・援助、学校における相談体制を充実させるための教職員への助言・援助など、児童・生徒の心の問題に関して深く、広範囲な活動を職務として学校に派遣する専門職のこと。

高度に専門的な知識や経験が必要であることから、臨床心理士、精神科医、大学の心理学系の教員の資格を有する者等を要件として公募し、派遣している。

ることを踏まえ、配置されるスクールカウンセラーに求められる専門性を把握していきます。

また、モデル事業での成果を検証し、他の都立特別支援学校におけるスクールカウンセラーの活用の有用性について研究していきます。

併せて、都教育委員会に設置している都立学校「自立支援チーム³⁸」が、都立特別支援学校の要請に応じて福祉等の専門的知識や技術を持つユースソーシャルワーカー³⁹を派遣し、引き続き不登校児童・生徒への支援、児童・生徒及びその家族が抱える課題への福祉的支援等に取り組んでいきます。

³⁸ 自立支援チームはユースソーシャルワーカー、ユースソーシャルワーカー（主任）等で構成され、面談等を通じた生徒の状況把握や助言、教員等と連携したケース会議の実施、児童相談所等の関係機関と連携した福祉的支援など、生徒一人一人の自立に向けた支援を行っている。

³⁹ ユースソーシャルワーカーは、都立学校（特別支援学校・高等学校）におけるスクールソーシャルワーカーの役割に加え、専門的知識や技術に基づく就労支援の役割も担う職員のこと。支援を要する生徒等に対し、教員が行う社会的・職業的自立に向けた教育活動を福祉及び雇用・就労の立場から支援する。ユースソーシャルワーカー（主任）は、急迫した対応を要する困難なケースに対し、高度な専門的知識や豊かな支援経験を活用し、迅速かつ確な課題解決を図っている。

年次計画

取組分野	個別事業	平成 29～令和 3 年度 (第一次実施計画)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
(3) 様々な分野の専門家を活用した指導・支援体制の充実	① 専門家を活用した自立活動の充実	理学療法士、作業療法士等の活用	理学療法士、作業療法士等の活用		
	② 教員と学校介護職員の協働による指導体制の確立	都立肢体不自由特別支援学校全校における児童・生徒の安全確保と指導に専念できる体制の整備	都立肢体不自由特別支援学校全校における児童・生徒の安全確保と指導に専念できる体制の整備		
	③ 将来の自立と社会参加を見据えた専門性の高い指導の実施	心理の専門家、言語聴覚士、作業療法士等の活用	心理の専門家、言語聴覚士、作業療法士等の活用		
	④ スクールカウンセラー等の活用による教育相談の充実	都立特別支援学校の要請に応じユースソーシャルワーカーを派遣	<ul style="list-style-type: none"> ・都立知的障害特別支援学校9校と都立聴覚障害特別支援学校3校をモデル校としてスクールカウンセラーを配置 ・都立特別支援学校の要請に応じユースソーシャルワーカーを派遣 	<ul style="list-style-type: none"> ・モデル校での成果を把握し、他の校種におけるスクールカウンセラーの配置の有用性を検討 	

3 質の高い教育を支える教育環境の整備・充実

(1) 都立特別支援学校の施設設備の充実

具体的な取組

① 施設整備標準に基づく施設整備

特別支援学校は、障害のある児童・生徒等の教育の場としての機能のほか、地域における活動の拠点、災害発生時の避難所等の様々な機能を果たすことが求められています。

都教育委員会では、特別支援教育を進める上で必要な施設機能を確保するために、都立特別支援学校の施設整備として必要な事項の標準を示し、建設工事計画の目安とするため、「特別支援学校施設整備標準⁴⁰」を定めて施設整備の充実に努めてきました。

平成28年度には、多様な学習内容・形態に柔軟に対応が可能な可変性の高い教室の整備や、防災機能の強化、省エネ・再エネ等の環境負荷軽減への取組、障害者スポーツの推進などを主な改正項目として、施設整備標準の改正を行いました。

一方、国においては、令和3年9月に「特別支援学校設置基準⁴¹」を策定し、特別支援学校に備えるべき施設を明らかにしました。

また、特別支援学校の施設整備の参考となる「特別支援学校施設整備指針⁴²」では、幼児・児童・生徒数の将来動向を十分に考慮しつつ、柔軟性を持たせた施設計画とすることが重要とされています。

今後、都立特別支援学校の新築や老朽化した校舎の改築等に当たっては、国の設置基準等を踏まえつつ、将来の幼児・児童・生徒数の動向にも柔軟に対応できるよう、都の施設整備標準に基づき施設整備を着実に実施していきます。

⁴⁰ 特別支援教育を進める上で必要な施設機能を確保するために、計画及び設計において、特別支援学校の施設整備として必要な事項の標準を示し、建設工事計画の目安となることを目的として、都教育委員会において策定したものです。特別支援学校の新築、改築、増築工事において適用し、改修工事においては準用する。

⁴¹ 文部科学省が学校教育法第3条に基づき制定したものです。これまで特別支援学校には設置基準が定められていなかったが、在籍者数の増加により慢性的な教室不足が続いている特別支援学校の教育環境を改善する観点から、令和3年9月24日に公布された。総則及び学科に係る規定は令和4年4月1日から、編制並びに施設及び設備に係る規定については令和5年4月1日から施行される。特別支援学校を設置するために必要な最低限の基準であり、地域の実態に応じた適切な対応が可能となるよう、弾力的かつ大綱的な規定とされている。

⁴² 文部科学省が特別支援学校の教育を進める上で必要な施設機能を確保するために、計画及び設計における留意事項を示したものとして策定しているもの。直近の改訂（平成28年3月）では、学校施設の複合化、長寿命化、木材利用に関する記述が充実された。

ア 可変性の高い教室

特別支援学校においては、一人一人の教育ニーズに対応するため、多様な学習・生活集団の編成に対応できる空間や、落ち着きを取り戻すための小空間等が必要です。

このため、都教育委員会では、可動式間仕切り等により児童・生徒等の障害等の状態、発達段階、障害特性等に応じた多様な学習内容・形態に柔軟に対応できる可変性の高い教室の整備を進めています。

今後の施設整備に当たっても、この可変性の高い教室を整備していきます。



【可動式間仕切りの例】

イ 防災機能の強化

都立特別支援学校は、災害時には児童・生徒等の安全を確保するとともに、帰宅困難者の災害時帰宅支援ステーション⁴³及び福祉避難所として機能するよう耐震性能及び防災機能の強化を図る必要があります。

このため、これまでに体育館等の非構造部材の耐震化を完了させるとともに、福祉避難所や帰宅支援ステーションとなる場合に備えて、引き続き、マンホールトイレや非常用発電機・非常用通信設備を整備していきます。



【都立特別支援学校に設置されているマンホールトイレの例】

⁴³ 大規模災害発生時に徒歩帰宅者に対して、水道水、トイレ、沿道情報等を提供し、帰宅を支援する施設のこと。島しょを除く全都立学校及びコンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンド等が指定されている。都立学校では、非常用発電機、投光器、ろ水器、携帯用トイレ、飲料水などを備蓄している。

② 省エネ・再エネの推進

都教育委員会では、都立特別支援学校の新築・改築等に当たり、「省エネ・再エネ東京仕様⁴⁴」に基づき、太陽光発電設備の設置やLED照明の整備等を進めるとともに、「東京都グリーン購入ガイド」に基づく電気購入により、100パーセント再生可能エネルギーを使用しています。

地球温暖化対策など環境配慮の必要性が高まる中、再生可能エネルギーの利用等による電気使用量やCO₂排出量の更なる削減など、環境負荷の一層の低減に向けた学校づくりが求められています。

このため、都立特別支援学校における電力使用量とCO₂排出量を削減するため、引き続き「省エネ・再エネ東京仕様」を適用し、再生可能エネルギーの利用や設備の省エネルギー化を進めていきます。都立特別支援学校の新築や改築、大規模改修の工事を実施する際には、再生可能エネルギーの積極的な活用により環境負荷を軽減し、更には発災時におけるエネルギー供給の確保にも資するため、校舎屋上に太陽光発電設備を整備するとともに、照明設備を原則としてLED照明とし、高効率空調機を整備するなど、設備の省エネルギー化を進めていきます。



【都立特別支援学校においてLED照明を整備した普通教室の例】



【都立特別支援学校において太陽光発電パネルを設置した例】

⁴⁴ 「2030年までに2000年比で東京の温室効果ガス排出量を30%、エネルギー消費量を38%削減する」という目標の達成に向けた率優先的取組として、都庁建築物の改築等において、建築物の熱負荷の低減、最新の省エネ設備、多様な再エネ設備の導入等により、エネルギーの使用の合理化を図ることを目的として都が適用している仕様（令和2年6月に改正）

③ 障害者スポーツの振興に向けた施設設備の充実

都教育委員会では、都のオリンピック・パラリンピック準備局と連携して、障害者等へ身近な地域でスポーツに親しめる場を提供するとともに、障害や障害者スポーツへの理解促進と普及を図るため、障害者スポーツの拠点の一つとして、都立特別支援学校の体育施設（体育館、グラウンド等）の環境整備を推進しています。令和3年度においては、27校の体育施設が活用されています。

今後も都の関係各局と連携し、より多くの障害者や障害者スポーツ団体等が地域において障害者スポーツを楽しめるよう、都立特別支援学校の環境整備を推進していきます。



【都立特別支援学校の体育施設の活用例（左：テニスコート、中：グラウンド、右：体育館）】

④ 老朽校舎の改築・大規模改修

都立特別支援学校に通う児童・生徒等の安全・安心を確保し、良好な教育環境を維持するために、必要な施設・設備の整備や校舎等の維持更新を計画的に進める必要があります。

このため、建築年数や劣化状況及び都立特別支援学校における施設上の課題等を考慮した計画的な維持更新を実施してきました。今後も、老朽校舎の改築・大規模改修を着実に実施し、多様な児童・生徒等に対する様々な教育の実施に向け、都立特別支援学校の特色や機能を十分に発揮できる施設整備に取り組んでいきます。

なお、改築等に際しては、国の特別支援学校設置基準等を踏まえつつ、都の施設整備標準に基づき必要な教育環境の整備を進めていきます。

年次計画

取組分野	個別事業	平成 29～令和 3 年度 (第一次実施計画)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
(1) 都立特別支援学校の施設設備の充実	① 施設整備標準に基づく施設整備				
	ア 可変性の高い教室	新築・増改築工事に伴い整備	新築・増改築工事に伴い整備		
	イ 防災機能の強化	施設整備標準に基づく新築・増改築工事の実施	施設整備標準に基づく新築・増改築工事の実施		
	② 省エネ・再エネの推進	・検討委託、消費エネルギー調査に基づく取組 ・再生可能エネルギーを活用して電気購入	改定省エネ再エネ東京仕様を踏まえた取組		
	③ 障害者スポーツの振興に向けた施設設備の充実	事業実施校数を順次拡大	事業実施校数を順次拡大		
	④ 老朽校舎の改築・大規模改修	「主要施設 10 か年維持更新計画」に基づく改築・大規模改修の実施	「主要施設 10 か年維持更新計画」に基づく改築・大規模改修の実施		

(2) 特別支援教育を推進する教育諸条件の整備

具体的な取組

① 児童・生徒の通学環境の改善（スクールバスの充実）

都教育委員会ではスクールバスの運行時間の短縮に努めており、都立肢体不自由特別支援学校のスクールバスの令和3年度における平均運行時間⁴⁵は55分であり、引き続き60分以内になっています。

肢体不自由のある児童・生徒の中には、体温調節が困難な者もあり、長時間の乗車は可能な限り避けることが望ましいことから、引き続き児童・生徒の通学負担の軽減を図る必要があります。

このため、都立肢体不自由特別支援学校のスクールバスについて、小型化による増車やコース設定の工夫等により、今後も、乗車時間の短縮を図っていきます。



【都立肢体不自由特別支援学校のスクールバス】



【都立肢体不自由特別支援学校のリフト付きスクールバス】

② 医療的ケア児への支援の充実

医療技術の進歩や在宅医療の普及を背景に、医療的ケア児が増加傾向にある中、都教育委員会では、都立特別支援学校において、医療的ケアの実施体制を整備し、安全な教育環境の確保に努めてきました。

令和3年9月に医療的ケア児支援法が施行されたことも踏まえ、保護者の付添いなく都立特別支援学校で医療的ケアを実施できる体制について、児童・生徒等の自立を図るためにも引き続き検討を進めるとともに、医療的ケアに関する様々な課題への対応策を検討・実施していく必要があります。

今後も、都立特別支援学校における医療的ケアの実施体制の整備を着実に進め、医療的ケア児に対する支援を充実していきます。

⁴⁵ 各スクールバスに始発から乗車する児童・生徒の乗車時間の総和÷バスの台数

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
全ての都立学校における医療的ケアの提供体制の構築	肢体不自由以外の特別支援学校での医療的ケアの実施(4校で先行実施)	肢体不自由以外の特別支援学校での医療的ケアの実施(全校実施)		都立高校での医療的ケアの実施	
医療的ケアの実施項目の拡大		人工呼吸器の管理モデル事業の実施(計2校)	胃ろうからの初期食の注入モデル事業の実施(計4校)	人工呼吸器の管理事業の実施(肢体不自由特別支援学校全校)	胃ろうから初期食の注入事業の実施(肢体不自由特別支援学校全校)
医療的ケア児の自立と付添い負担軽減		医療的ケア児専用通学車両の運行		人工呼吸器の管理の実施(校内での管理と車両への乗車)	保護者代理人制度導入 保護者付添い期間の短縮化モデル事業(計6校)

【都教育委員会における直近5年間の医療的ケアの取組】

ア 医療的ケアの実施体制の整備

医療的ケア児を支援するため、平成29年度に肢体不自由特別支援学校以外の都立特別支援学校にも非常勤看護師を配置しました。

また、平成30年度からは都立肢体不自由特別支援学校全校に、令和2年度からは肢体不自由特別支援学校以外の都立特別支援学校の一部に主任非常勤看護師を配置するなど、医療的ケアの実施体制を整備しました。

今後は、新たに医療的ケアを開始する都立特別支援学校の円滑な実施に向けた支援を行うため、看護師の確保・育成を図るとともに、都立肢体不自由特別支援学校での医療的ケア児の増加を受け、学校介護職員による医療的ケア実施の更なる推進を図ります。



【都立特別支援学校で実施する医療的ケアの様子】

また、医療的ケア運営協議会⁴⁶を活用し、医療的ケアに関する課題を検討し、その充実を図ります。

イ 人工呼吸器の管理

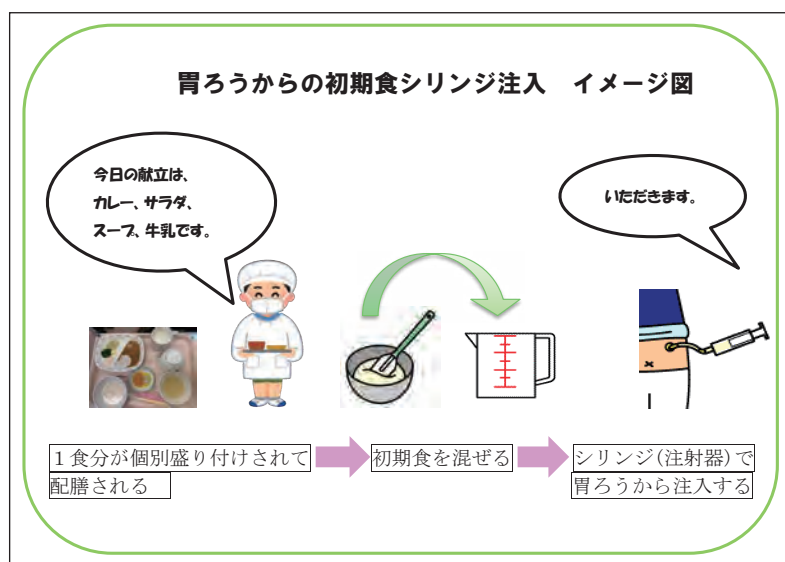
人工呼吸器の管理については、近年の医療技術の進歩により、医師の詳細な指示がなくても、看護師が取扱い可能な医療機器が普及してきたことから、平成30年度から2年間にわたって、人工呼吸器の管理を適切に実施するための校内体制や実施方法等を検討するモデル事業を実施しました。

また、令和2年度からは、モデル事業の成果を踏まえ、人工呼吸器の管理を行う際の条件や留意点等をまとめた「都立特別支援学校における人工呼吸器による医療的ケアを必要とする子供の安全な学校生活のためのガイドライン」に基づき、実施する都立特別支援学校に主任非常勤看護師を増員するなど、安全な実施に向けた体制整備に取り組み、一人一人の子供の状況を確認した上で、順次、校内での保護者の付添いをなくしています。

今後、人工呼吸器を使用する児童・生徒の増加が見込まれ、各都立特別支援学校で複数名の児童・生徒に適切に対応することが重要となることから、令和4年度以降も、対象となる児童・生徒の安全の確保を第一に、人工呼吸器の管理を適切に実施していきます。

ウ 胃ろうからの給食の注入

胃ろうからの初期食の注入については、自然食材からの栄養摂取による健康の保持や、皆で同じ給食を楽しむ食育の充実等を目的として、令和元年度から2年間のモデル事業を実施し、初期食の注入を行う際の条件や留意点等をまとめた「胃ろうからの初期食シリンジ注入に関



⁴⁶ 教育、福祉、医療等の関係部局や関係機関、保護者の代表者などの関係者から構成される協議会で、都立学校における医療的ケア児に関する総括的な管理体制の整備に向け、実施体制の点検、課題の把握と解決策の検討等を行っている。

するガイドライン」を令和2年度末に策定しました。令和3年度以降、準備の整った都立肢体不自由特別支援学校から、順次初期食の注入による給食の提供を実施しています。

令和4年度以降も、都立肢体不自由特別支援学校で引き続き実施するとともに、一人でも多くの児童・生徒に安全な注入ができるよう、対象となる児童・生徒の条件や食物アレルギー対応、厨房の体制、校内体制の確立等、実施方法について検討していきます。



【都立肢体不自由特別支援学校の給食の例（左：普通食、右：初期食）】

エ 医療的ケア児専用通学車両の運行

スクールバスの車内での医療的ケアを必要とする児童・生徒の通学については、車内での安全な環境確保が難しいことから保護者の送迎に委ねられていましたが、医療的ケアを必要とする児童・生徒の学習機会の確保と通学保障のため、平成30年度から、都立肢体不自由特別支援学校において、看護師が同乗する専用通学車両の運行を開始しました。

しかし、乗車中の医療的ケアを行う看護師が不足する状況が続いており、看護師等の人材確保を強化する必要があります。

このため、看護師の勤務形態の多様化や、専用通学車両乗車時の報酬単価の引き上げ、看護師以外の職の新設等による校内で医療的ケアを実施する人材確保などにより、既に在職している看護師の専用通学車両への乗車を一層促していきます。

また、肢体不自由特別支援学校以外の都立特別支援学校等にも車内での医療的ケアを必要とする児童・生徒が在籍していることから、都立知的障害特別支援学校に在籍する児童・生徒や知的障害教育部門と肢体不自由教育部門を併置する学



【医療的ケア児専用通学車両】



【医療的ケア児専用通学車両での看護師による医療的ケアの様子】

校の知的障害教育部門に在籍する児童・生徒についても、看護師が同乗する専用通学車両の乗車対象とし、車両を運行するモデル事業を令和4年度に実施します。

モデル事業では、都立肢体不自由特別支援学校の児童・生徒とは障害特性等が異なる中、車内で安全かつ適切に医療的ケアを実施するために必要な学校体制・手続等を検証し、令和5年度以降、モデル事業の成果を踏まえ、車両運行をモデル校以外の学校にも拡大することを検討していきます。

こうした取組に加え、児童・生徒が障害の状態等により専用通学車両への乗車が困難で電車やバス、自家用車等による通学ができない場合には、通学手段として利用する福祉タクシー等に係る交通費を就学奨励事業により支援します。

オ 医療の専門的知見の活用

都教育委員会では、主治医が作成する医療的ケア指示書に基づき、医療的ケアを安全かつ適切に実施できるよう、学校における医療的ケアの実施環境等を勘案し、安全を確保する立場から指導・助言を行う指導医を都立特別支援学校が委嘱できるようにするとともに、常勤看護師の配置に加え、主任非常勤看護師・非常勤看護師を配置してきました。

一方、医療的ケアの高度化・複雑化が進んでいることから、保護者や主治医と、都立特別支援学校や指導医が、学校で実施可能な医療的ケアの範囲について共通理解を図ることの重要性が増しています。

このため、医療的ケア実施に係る個別課題のうち、新たなケアへの対応等の学校での解決が困難な課題について、主治医・指導医・医療的ケア運営協議会委員である医師の三者による「スクールカンファレンスチーム」を都教育委員会に設置した上で、カンファレンスの中でチームによる「共通意見」を形成し、学校等に助言する仕組みを構築します。

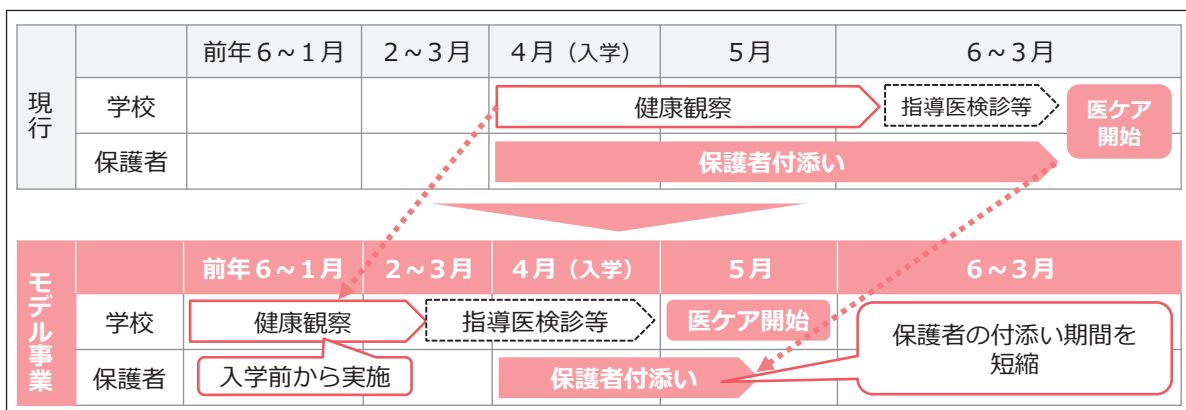
カ 入学後の保護者付添いの短縮化

医療的ケア児については、入学後、学校看護師等に対処方法などの引継ぎを行うまでの間、保護者に付添いを依頼しています。これまで、医療的ケア児が在籍又は新たに入学する全ての都立特別支援学校において、新入生・在校生を問わず、保護者付添い期間の短縮を図ってきましたが、特に人工呼吸器など、高度な医療的ケアが必要な場合は、付添い期間が長期化するケースが生じています。

このため、令和3年度から、都立肢体不自由特別支援学校6校において、健康観察等の医療的ケア実施に向けた手順を入学前から行うなど、保護者の付添い期間の短縮に向けたモデル事業に取り組むこととしました。

令和4年度は、体制の効率化を図りながらモデル事業の対象校を医療的ケア児が在籍又は新たに入学する都立特別支援学校全校に拡大し、保護者付添いの短縮に向けた準備を行います。

また、令和5年度以降も、モデル事業の成果の検証を踏まえ保護者付添い期間の短縮を図っていきます。



【都立特別支援学校における医療的ケア児の保護者付添い期間の短縮化の概要】

キ 関係機関等との連携

医療的ケア児及びその家族に対する支援については、医療的ケア児支援法を踏まえ、区市町村、医療、福祉等の関係機関や民間団体等との緊密な連携の下に、切れ目なく行う必要があります。

都教育委員会では、関係部局と連携するとともに、区市町村へ必要に応じて小・中学校における医療的ケアに関する情報提供を行うなど、支援の充実に取り組んでいきます。

また、医療的ケア児が放課後等デイサービスなどの学校外の施設を利用する場合、支援内容の引継ぎなどで、都立特別支援学校が学校外の施設や区市町村と連携することが重要となります。そのため、厚生労働省が定めるガイドラインの内容等を踏まえ、保護者の同意を前提として、個別の教育支援計画等の提供を行うなど、情報共有を図るとともに、役割分担の明確化のための場を各都立特別支援学校において設置するなど、学校と関係機関等との連携を引き続き推進していきます。

③ 副籍制度の充実による交流活動の推進

児童・生徒の障害の状態等は一人一人異なり、それにより必要となる特別な指導内容や合理的配慮を含む支援の内容も異なることから、通常の学級、特別支援教室や通級による指導、特別支援学級、特別支援学校は、連続性のある学びの場としてそれぞれ指導の充実を図っています。

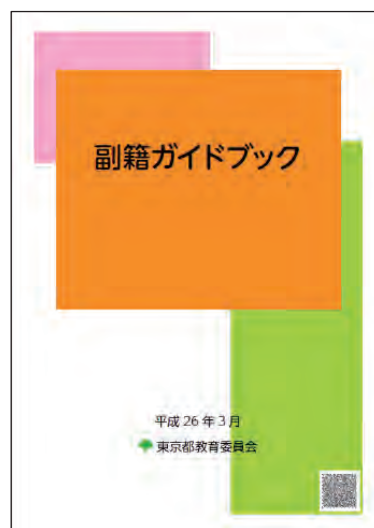
その上で、障害者権利条約を踏まえ、障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒ができるだけ同じ場でともに学ぶことを目指していくために、都教育委員会は、児童・生徒の発達や適応の状況等を勘案して、柔軟に転学ができるようにしてきました。

また、都立特別支援学校に在籍する児童・生徒についても、居住する地域とのつながりを維持・継続できるようにすることが大切であることから、都教育委員会では、平成19年度から、小・中学部に在籍する児童・生徒のうち、希望者を対象とする副籍制度を導入しました。平成27年度入学生からは、原則全員が副籍をもつこととしています。

都立特別支援学校では、都教育委員会がこれまでに作成した「副籍ガイドブック」や「副籍交流事例&アイデア集」を活用するとともに、新入生の保護者に対して副籍制度についての理解を促し、特別支援教育コーディネーター等が地域指定校⁴⁷となる小・中学校において理解推進授業⁴⁸を実施するなど、副籍制度による交流の充実を図っています。

また、区市町村教育委員会に対しても、副籍についての周知を継続して行っています。

副籍制度による交流活動は、児童・生徒の相互理解を育み、共生社会の実現に向けて大きな意義があることから、児童・生徒本人や保護者の意向を踏まえつつ、引き続き交流機会の確保に向けた取組を推進していきます。その際、都立特別支援学校の見



⁴⁷ 特別支援学校に在籍する児童・生徒が、副籍制度を利用して副次的な籍（副籍）を置く学校で、原則として自宅に最も近い小学校又は中学校（通学区域を定めている場合は、通学区域内の小学校又は中学校）のこと。

⁴⁸ 副籍交流における「地域指定校」の児童・生徒に、障害の理解を深めるために特別支援学校の学級担任や特別支援教育コーディネーターが行う授業のこと。

童・生徒が、授業内容を分かり、学習活動に参加している実感・達成感をもてるようにするために、交流する場面の選定も一層丁寧に行えるようにしていきます。

その一環として、学年進行とともに副籍制度の利用者の割合が減少するなどの状況があることを踏まえ、保護者等を対象とした調査を実施して現在の課題を改めて把握します。

また、調査の結果を分析し、効果的な保護者等への普及啓発策の立案等、今後の対応策を検討するとともに、特別支援学級と通常の学級との交流事例を含め、新たな好事例を収集し、「副籍ガイドブック」や「副籍交流事例&アイデア集」の改訂を行います。

都立特別支援学校の小・中学部及び地域指定校となる小・中学校には、GIGAスクール構想により一人1台端末が配備されました。デジタルの活用により、都立特別支援学校の児童・生徒が、在籍校にしながら地域指定校との交流活動を実施することも期待されています。こうした従前より柔軟な形態での交流活動についても実施し、その拡大の可能性を検討していきます。そのため、試行する都立特別支援学校を指定し、実施による効果の検証や実施上の課題点等を把握します。

④ 寄宿舍の適正な規模と配置及び施設の有効活用

都教育委員会では、都立特別支援学校の適正な規模と配置の実施による通学区域の縮小や、スクールバスの整備等による通学時間の短縮によって、通学困難を理由とする入舎対象が著しく減少してきたことを背景として、平成16年度に11舎あった寄宿舍を平成28年度末までに5舎に再編しました。

また、都立特別支援学校に在籍する生徒が、寄宿舍設置校と非設置校の別にかかわらず、寄宿舍施設を活用することができるよう、夏季休業日等の長期休業期間における有効活用を進めてきました。

今後も、通学困難な児童・生徒の通学を保障するため、5舎に再編した寄宿舍を適切に運営するとともに、長期休業期間中も寄宿舍を有効に活用し、企業等の協力を得ながら、生徒の集団適応力の向上や学校を超えた交流活動の充実のための取組を実施していきます。

年次計画

取組分野	個別事業	平成 29～令和 3 年度 (第一次実施計画)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
(2) 特別支援教育を推進する教育諸条件の整備	① 児童・生徒の通学環境の改善(スクールバスの充実)	肢体不自由特別支援学校のスクールバスの小型化・コース設定の工夫などによる乗車時間の短縮	肢体不自由特別支援学校のスクールバスの小型化・コース設定の工夫などによる乗車時間の短縮		
	② 医療的ケア児への支援の充実				
	ア 医療的ケアの実施体制の整備	・非常勤看護師の配置 ・医療的ケア運営協議会における課題検討	・非常勤看護師の配置 ・医療的ケア運営協議会における課題検討		
	イ 人工呼吸器の管理	都立肢体不自由特別支援学校全校で実施	都立肢体不自由特別支援学校全校で実施		
	ウ 胃ろうからの給食の注入	都立肢体不自由特別支援学校全校で実施	都立肢体不自由特別支援学校全校で実施		
	エ 医療的ケア児専用通学車両の運行	・乗車看護師の確保 ・運行台数の増加	・都立特別支援学校の知的障害教育部門等でモデル事業を実施	・都立特別支援学校の知的障害教育部門等で運行拡大を検討	
	オ 医療の専門的知見の活用	「スクールカンファレンスチーム」設置に向けた検討	「スクールカンファレンスチーム」を設置し、学校等に助言		
	カ 入学後の保護者付添いの短縮化	6校でモデル事業を実施	・体制の効率化を図り、都立特別支援学校全校でモデル事業を実施	・モデル事業の成果検証を踏まえた付添い期間短縮の取組を検討	
	キ 関係機関等との連携	情報共有、役割分担の明確化のための場の設置等、連携の一層の推進	情報共有、役割分担の明確化のための場の設置等、連携の一層の推進		
	③ 副籍制度の充実による交流活動の推進	保護者への理解促進や理解推進事業の実施	・調査を実施し、結果の分析に基づく対応策を検討 ・デジタルを活用した交流活動の試行	・調査結果に基づき、ガイドブック等を見直し・改訂	・デジタルを活用した交流活動の事例を周知
	④ 寄宿舎の適正な規模と配置及び施設の有効活用	・寄宿舎の適切な運営による通学困難な児童・生徒の通学の保障 ・長期休業期間中の寄宿舎を活用した生徒の集団適応力の向上や学校を超えた交流活動の充実	・寄宿舎の適切な運営による通学困難な児童・生徒の通学の保障 ・長期休業期間中の寄宿舎を活用した生徒の集団適応力の向上や学校を超えた交流活動の充実		